

「無期転換ルール」への対応、準備は進んでいますか？

本格化まであと1年

- ☑ 平成25年4月以降、長期にわたって働く有期社員がいる
- ☑ 全社員のうち、有期社員の占める割合が大きい
- ☑ そもそも「無期転換ルール」とは何か？ よくわからない
- ☑ 対応といっても何からすればよいのか悩んでいる

こんな企業様におすすめ！！

労働契約法の改正（平成25年4月1日施行）により、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みによって企業が無期労働契約に転換しなければならないルールが導入されています。多くの企業で平成30年4月から本格的に無期転換の申込みが発生することが見込まれており、この1年の間に対応と準備が必要となっています。「なかなか手が回らなくて…」という中小企業様向けに、概要と対応を解説いたします。

セミナー内容

- 「無期転換ルール」とは何か？ ～背景と概要～
- どのように対応するか？
～現状把握から制度内容の決定、導入まで～



【講師プロフィール】

清水 亜希子(しみず あきこ)
東京都生まれ。
証券会社、労働保険事務組合を経て、平成13年入所。
平成15年に社会保険労務士の資格を取得。理路整然とした説明は、理解しやすいと好評。

日時

平成29年3月17日(金) 14:00～15:30(13:40開場)

会場

社会保険労務士法人 飯田橋事務所 セミナールーム
(JR/地下鉄各線「飯田橋駅」徒歩6分)

定員

15名(先着順締切)

参加費

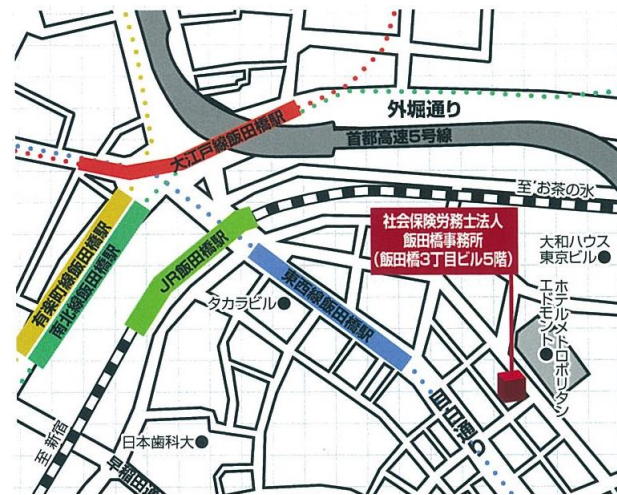
無料

※当日受付にてお名刺を頂戴いたします。

申込方法

下記のいずれかでお申込みいただけます。

- ① FAX 03-5213-9124
- ② メール seminar@sr-suzuki.jp
- ③ 電話 03-5213-9123(担当;土井、栖原、横島、宮尾)



申込書 FAX 03-5213-9124

フリガナ お名前		TEL	
貴社名		FAX	
ご住所	〒	E-mail	
業種		従業員数	

【お問い合わせ先】社会保険労務士法人 飯田橋事務所
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-2-2 飯田橋3丁目ビル5F
TEL 03-5213-9123 FAX 03-5213-9124 <http://www.sr-suzuki.jp/>

お申込みにかかる個人情報は、当事務所において厳重に管理し、原則として本お申込者の把握以外に使用・開示および提供することはありません。ただし、当事務所からのサービスのご案内に使用させていただくことがございます。

【個人情報の取り扱いについて】

「お申込みに関する個人情報のお取り扱いについて」同意しますか。
同意します。 同意しません。

FAX配信停止をご希望の方は、の上、FAX番号をご記入いただき、お手数ですがご返信ください。